

分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者の皆様へ



マンションは災害時の停電や浸水などにより
エレベーター停止したり、水が出なくなったりすることがあります…

電源確保



非常用電源設備 導入 太陽光発電・V2X※設備 導入

※電気自動車等への充電及び電気自動車等から
エレベーター運転等のための電力供給を行うもの



電源を守る



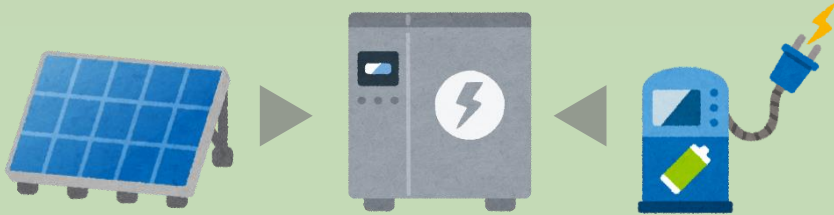
浸水対策設備 導入

災害時も安心してマンションにとどまるために検討しましょう！

事業名：東京とどまるマンション非常用電源、太陽光発電設備及びV2X設備導入促進事業
東京とどまるマンション浸水対策設備導入促進事業

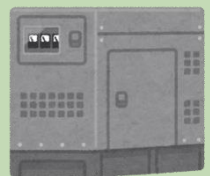
非常用電源・太陽光発電・V2X設備

太陽光発電設備 非常用電源(蓄電池設備) V2X設備



拡充

非常用電源
(発電機設備)



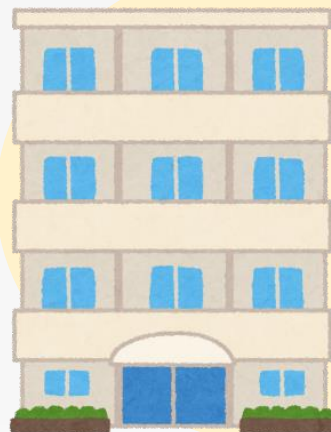
又は

拡充 浸水対策設備

上記の非常用電源等を守る浸水対策設備が対象



:補助対象(裏面を参照ください)





補助概要

予算がなくなり次第終了します。

「東京とどまるマンション」に登録したマンションを対象に、非常時における給水及びエレベーター運転のための設備(非常用電源、太陽光発電設備、V2X設備)の設置費用や、電源を浸水から守る対策の費用を補助します(新築マンションを除く)。補助申請の前に、「東京とどまるマンション」への登録が必要です。

【共通】

●補助の対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

【非常時における給水・EV運転に必要な設備】

●補助の対象となるもの 停電時に水の供給及び1基以上のエレベーターの運転を同時又は交互に行える電力供給に資するもの

種類		補助率	上限額	申請期間
非常用電源	✓ 発電機	2/3 <i>UPI!</i>	2,000万円 <i>UPI!</i>	令和8年6月5日から 令和9年1月15日まで
	✓ 蓄電池	3/4	1,316万円かつ 18.8万円/kWh	
太陽光発電設備 ・V2X設備		3/4	合計で 3,000万円	

※建築基準法や消防法で設置の義務付けのある非常用電源の更新については、補助額の算定等に別途規定があります。

※非常用電源太陽光発電設備及びV2X設備については、蓄電池を設置する場合に限ります。

※太陽光発電設備及びV2X設備については、原則としてその両方を設置する場合に限ります。

【浸水対策】

●補助の対象となるもの
✓ 浸水対策のための調査・企画費用
✓ 止水板、防水扉、防水シャッターなどの改修費用（設置費用）

種類	補助率	上限額	申請期間
✓ 調査・企画 ✓ 改修	2/3 <i>UPI!</i>	833万円 <i>UPI!</i>	令和8年6月5日から 令和9年1月15日まで

※浸水想定区域等に位置し、非常用電源を設置しているマンションが対象です。

※上記 833万円は、「調査・企画」及び「改修」に係る補助を合算した金額です。

※「調査・企画」及び「改修」は、別々に交付申請が必要です。「調査・企画」の申請を行わずに、「改修」のみの申請を行うことも可能です。

上記のほかにも要件がありますので、詳しくはホームページを御覧ください▶



登録申請窓口・補助申請窓口

●「東京とどまるマンション」受付事務局

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター

登録について

☎ 03-5937-1173

補助金について※

☎ 03-5989-1547

※「非常用電源・太陽光発電設備・V2X設備」又は「浸水対策」の補助についてお伝えいただくとスムーズです。

東京都では、災害時でも生活を継続しやすいマンションを「東京とどまるマンション」として登録・公表しています。

「東京とどまるマンション」への登録と補助を活用して災害に備えてください。

「東京とどまるマンション」の登録要件はこちらにてご確認ください▶

